公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

- I 基本的事項
- 事業の概要

特別会計名:下水道事業

事	業	名	公共下水道、特定環境保全公	共下水道、農業集落排水施設	(下水道事業)				
事	業開始年月	月日	昭和54年3月5日	地方公営企業法の適用・非適用	口適 用 口非適用				
寸	団 体 名		標茶町	4					
	構成団体	名							
λz≢	- 今ル 判除し	 比率の状況	□財政再生基準以」	L 口早期健全化基準以上	□経営健全化基準以上				
TXE	土工し十八四八	4年701人元	計画期間:平成22年度~平成26年度						

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業 債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」(工業用水道事業にあっては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合 等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)。

2 財政指標等

資本費	476 (21年度)	財政力指数	0.213(22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	一(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	一 (年度)
経常収支比率 (%)	85.1(22年度)	実質公債費比率 (%)	15.3(21年度)
		将来負担比率 (%)	78.4(21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率 については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告(又は報告を予定している)数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表 1 の基準 1 で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

- 2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上 である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。
- 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

000	新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
(J

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併 市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示の あったものをいう。
 - 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
 - 3 ロにレを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	下水道経営健全化計画
計画期間	平成22年度~平成26年度
計画策定責任者	標茶町長・池田・裕二
既存計画との関係	標茶町第3期行政改革大綱
公表の方法等	本計画の実施にあたり議会に対しては、十分な説明を行い理解と協力を求めることとし、公表については、広 報紙、町HPに掲載する。
基本方針	水洗化率向上による収益の確保及び徹底した維持管理費の削減、資本費平準化債の活用、企業債繰上償還の実施による資本費の削減。

- I 基本的事項(つづき)
- 5 繰上償還希望額等

(単位·千円)

区	分	6%未満 旧簡保 : 年利5%以上 6%未満		1月節促 · 年刊6011 F		旧運用部:年利6.3%以旧簡保:年利6.5%以旧公庫:年利6%以上	合	計	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		223, 171. 7		27, 796. 6	203, 801. 8	87, 694. 4	4	54, 770. 0
旧貝亚建用即貝亚	補償金免除額		29, 967. 5		6, 907. 1	37, 044. 3	12, 200. 1		73, 918. 8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額								
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額								

- 6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

LILI ₹	夏亚连用 叩貝亚	: 1						(単位	立:千円)
	事業			年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%』 (平成22年度末		合	計
<i>/</i> }	下力	く道事業債		223, 172	27, 797	203, 802	87, 694		454, 771
堂									
企									
公営企業債									
債									
	合	計	(A)	223, 172	27, 797	203, 802	87, 694		454, 771
- *									
(再掲) 一般会計負担分									
掲負の									
分ち									
	合	計	(B)	-		-	-	_	
	公営企業で負担	旦するもの	(A) – (B)	223, 172	27, 797	203, 802	87, 694		454, 771

【旧簡易生命保険資金】 (単位·千円)

							(平	<u> </u>
	事	業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5% (平成22年度۶	合	計
45								
公営								
企								
1企業債								
倩								
1.7								
	合	計	(A)					
-*								
(会記								
掲負う								
(再掲) (再掲)								
	合	計	(B)					
公	営企業で負担	するもの	(A) – (B)					

【旧公営企業金融公庫資金】 (単位:千円)

								一	<u> 位:十円)</u>
	事	罫業債名			年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以 (平成22年度末	숌	計
公									
営企業債									
業									
債									
	合	-	†	(A)					
- *									
○ 余上 再 計記									
(再掲) 一般会計負担分									
分ち									
	合	-	†	(B)					
公言	営企業で負	担するも	の (A) – (B)						

- 注 1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過速代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

	区	分		内容
財	-			本町下水道事業は、現在、市街地地区の公共下水道、虹別地区の農業集落排水施設、塘路地区の特定環境保全公共下水道の3地区で実施をしている。公共下水道は昭和62年、農業集落排水施設は平成13年度、特定環境保全公共下水道は平成19年3月に供用を開始している。また、平成23年度末には磯分内地区(特定環境保全公共下水道)の供用をめざし整備が行われている。本町の場合、処理区域内人口密度が少ないこと等が要因となり、類型平均と比較して処理人口1人あたりの資本費が約1.5倍となっている。使用料単価、水洗化率等は、類型平均とほぼ同等であり、また、処理人口1人あたりの維持管理費は、類型平均の66%であることから、資本費の軽減が緊急の課題となっている。
経	営	課	題	課 題 ① 資本費の削減 資本費平準化債拡大分の積極的活用、公的資金補償金免除繰上償還を実施し資本費 の削減を図る。 課 題 ② 使用料の確保 市街地地区及び虹別地区については、水洗化率は、84%程度となっている。今後
				も引き続き水洗化率のに努め使用料の確保を図る。また、平成23年度末に供用開始を予定している磯分内地区についても、水洗化へのPRを行う。 課題 ③ 資本投下の抑制 従来より、建設コストの削減を図るため庁内建設部門との連携により区画整理事業との同時施行及び道路改良事業との同時施行により、路盤復旧費等の削減を行っている。今後も事業実施の連携により、コストの削減を図る。
				課 題 ④ 維持管理経費の削減 処理場については、民間への処理場運転業務について複数年委託契約 をはじめ、更なる経費の削減を目指す。 課 題 ⑤ 終末処理場の計画的修繕 標茶終末処理場は、供用開始後20余年を経過し機器等の老朽化が進んできており、今後計画的な修繕、機器更新を行い施設の延命化を図る。
留	意	事	項	り、今後計画的な修繕、機器更新を行い施設の延叩化を図る。 従来より、徹底した経費の削減を行い、維持管理費については、類型平均の66% となっているが、今後も更なる経費の削減を目指す。

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
 - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
 - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
 - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

□ 今後の経営状況の見通し(②法非適用企業)(1)収益的収支、資本的収支

(単位:百万円.%)

											(単位:百万円,%)
		年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
		区分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
		1 総 収 益 (A)	215	246	256	262	298	302	301	313	320	325
		(1) 営 業 収 益(B)	91	90	89	91	130	132	126		126	126
	収	ア料 金 収 入	72	72	72	73	75	76	76	77	78	79
	益的	イ 受 託 エ 事 収 益 (C)										
	的収		19	18	17	18	55	56	50	50	48	47
	入	·										
収		(2) 営業外収益	124	156	167	171	168	170	175		194	199
		ア他会計繰入金	118	148	155	161	165	168	173		191	196
益		イそ の 他	6	8	12	10		2	2	3		3
的		2 総 費 用 (D)	215	211	209	207	193	190	173			156
		(1) 営業費用	75	77	78	84		83	83			89
収		ア職員給与費	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
支	収益	<u>'</u>										
	的		68	70	71	78		77	77		83	83
	支出	(2) 営業外費用	140	134	131	123		107	90			67
	出		19	18	17	18		15	12			10
		ア支 払 利 息	121	116	114	105	115	92	78	72	61	57
	-	うち一時借入金利息										
		イ そ の 他		0.5	47		105	110	100	4.40	400	100
-		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) 1 資 本 的 収 入 (F)	242	35	47	55		112	128		160	169
			612	772	590	622		612	571	666	352	381
		(1) 地 方 債 資本費平準化債	293	388	313	383	195	429	315		182	189
	資	17 1 27 1 1 1 1 1	122 153	131 117	142 107	135 126		156 98	164 95	155 82	150 104	130 116
	本的		103	117	107	120	89	98	95	82	104	110
	収	(3) 他 会 計 借 入 金 (4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
資		(5) 国(都道府県)補助金	156	258	160	94	51	67	148	105	53	75
本		(6) 工 事 負 担 金	7	258	5	12		18	148			/5
4		(6) エ 事 良 担 並 (7) そ の 他	3	5	5	7		18	13	13	13	'
的		2 資 本 的 支 出(G)	612	807	637	677		724	699	806	512	550
収	-	(1) 建 設 改 良 費	332	523	358	208		168	308		121	162
	咨		18	22	20	23		21	21		21	21
支	資本	•	10	22	20	23	39	41	38			37
	的		280	284	279	469		515	353		353	351
	支出		200	204	213	403	207	313	333	333	333	331
	1	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
		(5) そ の 他										
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (1)		-35	-47	-55	-105	-112	-128	-140	-160	-169
		U 1 (F) (G) (I)		งข	47	ออ	100	112	120	140	100	109

(単位:百万円,%)

										(.	单位:日万円,%)
	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	_	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		(決算)	(決算)	(決 算)	(決算)	(決算見込)					
収 支 再 差	引 (E)+(I) (J)										
積 立	金 (K)										
前年度から(の 繰 越 金 (L)										
前 年 度 繰 上	充 用 金 (M)										
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)										
翌年度へ繰り越	すべき財源(O)										
実 質 収 支	黒 字 (P)										
(N)-(O)	赤 字 (Q)										
赤字比率((Q) (B)-(C) × 100)										
収益的収支比率((A) (D)+(H) × 100)	43.4	49.7	52.5	38.8	57.4	42.8	57.2	44.0	62.4	64.1
地方財政法施行令第20条第 資 金 の 7	1項により算定した (p)										
営業収益一受託工	事 収 益 (B)-(C) (S)	91	90	89	91	130	132	126	127	126	126
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S) × 100)										
健全化法施行令第16条により算算	Eした資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する	解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算足	定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)										
他会計借入	金 残 高(W)										
企 業 債 玛	. 在 高(X)	3,855	3,958	3,989	3,902	3,773	3,646	3,570	3,459	3,250	3,051

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

										(単位:日刀口)
	年 度	平成17年度 平成18年月	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度) (計画前4年月) (計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区	分	(決 算) (決 算)(決算)	(決 算)	(決算見込)					
収	益 的 収 支 分	137	172	179	220	224	223	233	239	243
	うち基準内繰入金	137	165 167	173	215	219	218	222	229	235
	うち基準外繰入金		1 5	6	5	5	5	11	10	8
資	本 的 収 支 分	153	107	126	89	98	95	82	104	116
	うち基準内繰入金	36	36 34	35	33	22	20	17	18	19
	うち基準外繰入金	117	81 73	91	56	76	75	65	86	97
	合 計	290	283 279	305	309	322	318	315	343	359

(3)経営指標等

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				(計画前4年度)		(計画前々年度)			(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
			(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
地方	財政法による資金不足の比	率 (%)(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金	回収率*	(%)	17.4	27.1	34.3	36.7	38.8	39.7	43.6	43.8	47.3	48.2
資本	費	(円又は%)	451	430	467	480	476	524	622	516	585	549
総収	支比率(法適用)	(%)										
	収支比率(法適用)											
営業	収支比率(法適用)	(%)										
累積	欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益	的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	43	50	57	57	53	39	53	40	56	58
۸.	収益的収入分	(%)	64	68	67	68	74	74	74	74	75	75
繰	うち基準内繰入金	(%)	64	67	65	66	72	72	72	71	72	72
金	うち基準外繰入金	(%)		1	2	2	2	2	2	3	3	3
比	資本的収入分	(%)	25	15	18	20	25	16	17	12	29	30
率	うち基準内繰入金	(%)	6	5	6	6	9	4	4	2	5	5
	うち基準外繰入金	(%)	19	10	12	14	16	12	13	10	24	25

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
 - (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率(%)=総収益/総費用×100
 - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費用) × 1 0 0 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率(%) =累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率(%)=総収益/(総費用+地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率(%) =収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)/収益的収入(又は資本的収入)×100
 - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ·料金回収率(%)=供給単価※1/給水原価※2×100
 - ※1 供給単価(円/㎡) =給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価(円/㎡)= (経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ))) /年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=(経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)+企業債償還金)/年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合= (総費用- (受託工事費+基準内繰入金) +地方債償還金) /年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ·使用料回収率(%)=使用料収入※/汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1)収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)								
	現在の料金設定については、概ね維持管理費をまかなえる程度として算定。料金水準は、概ね類型平均と同等。今後の使用見込みについては、磯分内地区の特定環境保全公共下水道の供用開始に伴い、100戸程度の増加が見込まれる。また、市街地区の公共下水道については、面整備は概ね完了し、有収水量はほぼ横ばいと見込んでいる。								
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については、現行繰出基準に基づき算出。基準外繰出金については、資本費部分として算出。								
3 大規模投資の有無、資産売却等による 収入の見込み	規模投資及び資産売却とも無し。								
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	資本費平準化債拡大分を平成22年度以降各年150百万円程度発行する。								

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 - ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み 他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み 大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの 収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

	項	目	Ⅱの課題番号	具体的内容
1 紹	全常経費の見直し			平成17年度において、職員1名の減員を行っている。 基本給、期末勤勉手当及び管理職手当の削減により人件費総額の抑制を図っている。
C) 定員管理			
C) 給与のあり方			人事院勧告を基本に定員管理を徹底することで総人件費の抑制を図ることとしており、基本給、期末勤勉手当の削減を継続して 実施する。 下水道会計においても同様に実施する。
	◇ 給与構造の 当等のあり方			国家公務員に準じた給与体系。地域手当、特殊勤務手当は支給無し。
	◇ 技能労務職 種に従事する あり方	員に相当する職 職員等の給与の		在職者無し。
	◇ 退職時特昇 り方	等退職手当のあ		退職時特昇無し。
	◇ 福利厚生事	業のあり方		北海道市町村職員共済組合に係る負担及び町の厚生事業は、地方公務員法の規定に基づくもののみの実施となっている。
С) 維持管理費等の 効率化に向けた取	縮減その他経営 組	4	
) 指定管理者制度 託の推進やPFI		4	処理場の運転については、従来より全面的に民間委託を行っている。今後も地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約を実施し、経費の削減を目指す。

Ⅳ 経営健全化に関する施策(つづき)

	項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
/	コスト等に見合った適正な料金水準 への引上げ、売却可能資産の処分等に よる歳入の確保	2	現在の使用料については、平成19年度から22年度までの4カ年を料金算定期間として設定を行っている。今後平成22年度中に再算定を行う予定。売却可能資産は無し。
	〇 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正 な料金水準への引き上げに向けた 取組	2	平成22年度中に、向こう4年間の料金について再算定を行う。
3	経営健全化や財務状況に関する情報 公開の推進と行政評価の導入	3	現行実施しているものを今後も継続する。
	○ 経営健全化や財務状況に関する 情報公開		現在、予算及び決算については、町広報紙に掲載し公開しており、当初予算に係る資料については、ホームページおいても公表している。また、使用者代表の水道事業運営委員会においても予算、決算及び今後の事業計画について説明を行い、意見、要望等の聴取を行っている。今後も継続して実施する。
	〇 行政評価の導入	3	行政評価については、H15より新規事業(ハード・ソフト)及び継続事業(ハード・ソフト)を試行実施してきている。 内容については、新年度予算要求時に、第1次評価—所管部署、第2次評価—財政及び企画担当部署、第3次評価—政策会議 (理事者等)の事業評価を行ない、予算に反映させて、直面する行政課題解決に向けての必要な仕組みとして活用している。
4	その他	3	従来より、建設コストの削減を図るため庁内建設部門との連携により区画整理事業との同時施行及び道路改良事業との同時施行により、路盤復旧費等の削減を行っている。今後も事業実施の連携により、コストの削減を図る。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付し た課題番号を「Ⅲの課題番号」欄に記入すること。
 - 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入する ニレ
 - 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を 記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入 すること。
 - 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は 更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
 - 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	現状職員数は、4名であり平成17年度において1名の減員を行っている。現在の事務事業を考慮するとこれ以上の職員数の削減は、円滑な建設事業の実施、施設の維持管理及 び使用料関係の事務に支障を来すおそれがあり困難であるが、現在実施をしている基本給、期末勤勉手当の役職加算の削減、管理職手当の削減については、引き続き実施する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在の使用料については、平成19年度から22年度までの4カ年を料金算定期間として設定を行っている。平成22年度は、その再算定時期となっており、年度中の再算定を 予定している。経営の効率化については、引き続き、処理場の運転業務を民間に複数年契約により委託をし、ひいては経費の削減を目指す。累積欠損金は現状存在しない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出については、現状資本費部分の繰出が大半を占める状況であり、資本費平準化債拡大分等の積極的な活用により、資本費の平準化を図る。また、公的資金補償金免除 繰上償還の実施により利子負担の軽減を図り、基準外繰出の削減を図る。
4 その他	従来より、建設コストの削減を図るため庁内建設部門との連携により区画整理事業との同時施行及び道路改良事業との同時施行により、路盤復旧費等の削減を行っている。今後 も事業実施の連携により、コストの削減を図る。 また、標茶終末処理場の計画的な修繕、機器更新を行い施設の延命化を図る。

- 注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定に
- より、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき) 2 年度別目標等 (4)下水道事業【延長計画策定団体】

分割	田里百	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合
77 8	果題	日保人は美棋	(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当例計画音計	(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	延長計画旨
_		処理区域内人口(人)	5,195	5,400	5,400	5,400	5.400	5,400		(延長計画3年度)	5.580	5,610	
Λ		が理区域内へ口(八) A 増減	3,193	205	0,400	0,400	3,400	0,400		110	70	30	210
//		水洗便所設置済人口(人)	4.541	4.650	4.750	4.800	4.825	4.850		4.572	4.632	4.657	//////////////////////////////////////
/1		B増減		109	100	50	25	25		∆ 278	60	25	Δ 93
71		小洗化率(%)	87.4	86.1	88.0	88.9	89.4	89.8		83.0	83.0	83.0	
71	収	C 増減		Δ 1.3	1.9	0.9	0.5	0.5		△ 6.8	0.0	0.0	△ 5.0
II	入	有収水量(㎡)	435,910	442,000	445,000	450,000	457,000	458,000		456,900	461,900	462,900	
	o -	D 増減		6,090	3,000	5,000	7,000	1,000		△ 1,100	5,000	1,000	17,900
<i>l</i> I	確	使用料単価(円/㎡)	164.2	164.3	164.3	164.3	164.3	164.3		168.1	168.2	169.0	
<i>i</i> I		② (使用料収入/有収水量) E 増減		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		3.8	0.1	0.8	4.7
	保	· 科金改定率(%)											
		(料金改定実施年度に記入) F 増減											
		③ 収納率(%)	97.4	97.4	97.5	97.7	98.0	98.0		99.0	99.0	99.0	
	ļ.	「		0.0	0.1	0.2	0.3	0.0		1.0	0.0	0.0	1.5
		(4) その他()											
\vdash		世 H 増減 管理運営費(千円)	495.042	488.475	503,197	531.327	539.898	542.208		384.854	395.634	380.272	
		官理連宮袞(十円) I 増減	495,042	488,475 Δ 6.567	503,197 14.722	531,327 28,130	539,898 8.571	542,208 2,310		384,854 △ 157,354	395,634 10,780	380,272 Δ 15.362	∆ 122.9
	経	1 // / / / / / / / / / / / / / / / / /	95	∆ 6,367 90	93	28,130 98	8,371 100	100		∆ 157,354 70	71	68	////// //> ////////
	営	(エノム) .1 機織	90	90 Δ 5	93	98 5	100	0		/0 Δ 31	/1	08 Δ3	Δ 25
	o O	⑤ 汚水処理原価(円/㎡)	606.8	610.0	610.0	610.0	610.0	610.0		314.0	320.0	269.0	///////////////////////////////////////
	効	/7/ハ処理/ボ (() () () () () () () () ()	000.0	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0		Δ 296	320.0 6	Δ 51	Δ 34
	率	汚水処理原価(維持管理費) (円/m)	116.6	126.7	125.8	124.4	122.5	122.3		132.0	130.0	130.0	((((((((())))
	花	(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量) L 増減		10.1	Δ 0.9	Δ 1.4	Δ 1.9	Δ 0.2		9.7	Δ 2.0	0.0	4
	10	7.0 lb/			80000000000000000000000000000000000000		90000000000000000000000000000000000000	<u> </u>		,	80000000000000000000000000000000000000	Sanananan Sissi	
		⑥ M 増減											
		使用料回収率(%)(E/K×100)	27.1	26.9	26.9	26.9	26.9	26.9		53.5	52.6	62.8	
	Ī	累積欠損 当初計画の目標値		0	0	0	0						
		◆ル ェ (4) 【 (0	0	0	0							
	L	延長計画の日標値					0	0		0	0	0	
		企業債現当初計画の目標値	0.050	4, 005	3, 849	3, 663	3, 462	3, 252					
		在高(百万 (実績値)	3, 958	3, 989	3, 902	3, 773	0.040	0.570		0.450	0.050	0.051	
		円) 延長計画の目標値					3, 646	3, 570		3, 459	3, 250	3, 051	
		使用料収入	71,567	72,621	73,114	73,936	75,086	75,250					
	収	改善効果額		1,054	1,547	2,369	3,519	3,683	12,172				
1	入	①有収水量の増加		1.054	1,547	2.369	3.519	3.683	12,172				
	o o	②使用料の適正化		· ·	,		,	,	,				
	確	③収納率の向上											
	/	その他④()											
	,/\·	改善効果額											
\vdash			405.040	100 175	500.407	504.007	500,000	540,000					
		管理運営費	495,042	488,475	503,197	531,327	539,898	542,208					
	経	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの											
	営	改善效果額		9,000	18,000	29,000	40,000	51,000	147,000				
	の	⑤職員給与費の適正化		9,000	18,000	27,000	36,000	45,000	135,000				
	効	維持管理費(上記以外)の適正化			_	2.000	4.000	6.000	12.000				
	率	(処理場委託方式の見直し)				2,000	4,000	6,000	12,000				
	化	その他⑥(建設コストの縮減)	16.450	10.000	10.000	10.000	10.000	5.000					
		改善効果額	. 0, . 00	10,000	10,000	10,000	10.000	5.000	45.000				
		以言刈末館		10,000	10,000	10,000	10,000	3,000	45,000				
\perp				*		All der	計画改善効果額	슴計	204, 172				

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(<u>4) [7]</u>	(坦尹木	【進技計画東ル団体】 (フラさ)											
延		使用料収入				74,826	76,200	76,200		76,800	77,700	78,500	
長	収	改善効果額					1,374	0		1,974	2,874	3,674	9,896
画	入	①有収水量の増加					1,374	0		1,974	2,874	3,674	9,896
Ē	の	②使用料の適正化											
計	確	③収納率の向上											
<u>+</u>	保	その他④()											
t:		改善効果額											
施	経	管 理 運 営 費								384,854	395,634	380,272	
策		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの											
係	営	改善効果額					11,000	20,000		29,000	38,000	47,000	145,000
る	の	⑤職員給与費の適正化					9,000	18,000		27,000	36,000	45,000	135,000
改善	効 率	維持管理費(上記以外)の適正化 (処理場委託方式の見直し)					2,000	2,000		2,000	2,000	2,000	10,000
型	化	その他⑥(建設コストの縮減)				2,000	2,000	2,000		2,060	2,000	2,060	
額		改善効果額					2,000	2,000		60	0	60	4,120
		いて使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(タ	処理原価が150円/㎡	未満の場合は処理原	価未満)の事業にあっ	っては、下記に使用料	適正化の考え方を記	!入し、当該適正化に	よる増収額	延長計	·画改善効果額 合	·計 A	159, 016
を②に	記入するこ	と。								延長期間が2年以	し下の場合に加算す	る改善効果額 B	
2「収入	の確保」そ	·の他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等	等の貸付)、再生水の	販売収入など(記入単	位は百万円とするが	、会計規模により千円	単位でも可とする。)		普通会計における改善	効果額のうち下水道事業	業会計に加算する額 C	
3 「粧呂	の効率16」]ての他のの例:建設コヘトの船減(エト小共同他工の夫	・他、工法の兄担し"が	(悧用光の)促進なる。	廷設以及負の抑制は	、际气。/、电风 " ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′	順寺の計画的修繕!	-よる反対叩1になくい	記入単型は		A+B+C		159, 016
百万円	アとするが、	会計規模により千円単位でも可とする。)								<参考>延長計画	ī補償金免除額(旧	資金運用部資金)	73, 919

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- 処理区域内人口 10表01行11列 ・水洗便所設置済人口 10表01行12列 ・有収水量 10表01行52列 ・管理運営費 32表02行05列 ・汚水処理原価 (32表02行06列)

·污水処理原価 ···········(32表02行06列)/(有収水量) ·污水処理原価(維持管理費)···(32表01行44列)/(有収水量) 使用料収入

法適用事業 = 20表01行03列 法非適用事業 = 26表01行03列

・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの

法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列) 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない 場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)。

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方 現行使用料については、4カ年ワンサイクルとし料金の見直しを行っており、平成22年度がその再算定時期である。

○ 民間委託の取組状況 維持管理業務の処理場の運転については、複数年間の民間委託契約を行い、経費の縮減に努めている。

○ その他に記入された項目に関する取組等 建設コストの削減については、道路改良事業やリサイクル資材の有効活用により、路盤復旧費等の削減を行っている。